

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「インターネットによる人権侵害」についてお伝えします。



インターネット上で人権
侵があったときは？

プロバイダなどに情報の
削除依頼を

インターネット上に自分の名

誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されても、発信者が誰か被害者には分からないため、被害を回復するのは困難です。掲示板やSNSであれば、被害者は、その運営者（管理人）に削除を求めることが出来ます。さらに「プロバイダ責任制限法」(*)という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者など「以下、「プロバイダ」と言います)に対し、人権侵害情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることが出来るようになっていきます。

開示請求や削除依頼を行う際には、証拠として保存するために、メールや文書で行うとともに、誹謗中傷等に当たる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画を保存しておきましょう。

ただし、削除依頼をしたこと

が公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしゃやなりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。

また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報掲載されてしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、これらのリスクについても考え、慎重に判断しましょう。もし自分が対応することが不安なときは、法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局及びその支局の相談窓口にご相談しましょう。

(*)プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)では、インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて次のように定めています。

1 発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、

損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することが出来ます。

2 プロバイダの責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めらるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります。また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときには、必要限度において削除したことに付いて発信者から責任を問われることはありません。

※来月もインターネットによる人権侵害について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。